

(1) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和4年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P5～A2））（補助改良））の変更について

国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（石塚高架橋（P5～A2））（補助改良）に係る工事請負契約（令和3年10月11日議決）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

	変 更 後	変 更 前
4 契 約 金 額	<u>542,059,100円</u>	4 契 約 金 額 <u>523,380,000円</u>